



厚生委員会報告資料

令和7年3月12日

報告事項件名	頁
1 【追加】「すこやかプラザ あだち」新築電気設備工事の工期延伸について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 【追加】八潮市道路陥没事故による下水道使用制限に伴う区内公衆浴場入浴料無料化事業について・・・・・・・・	3
3 足立保健所窓口等運營業務委託評価委員会の評価結果について・・・・・・・・	6
4 予防接種事務及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報保護評価の再実施結果について・・・・	10
5 感染症に関する健康相談窓口の統合について・・・・・・・・・・・・・・・・	12
6 精神障害者保健福祉手帳手続きの案内不足に係る解決金の支払いについて・・・・	14
7 【追加】千住保健センター仮移転先プレハブ賃借事業者の決定及び今後のスケジュールについて・・・・・・・・	16

(衛 生 部)

厚生委員会報告資料

令和7年3月12日

件名	【追加】「すこやかプラザ あだち」新築電気設備工事の工期延伸について				
所管部課名	施設営繕部西部地区建設課、衛生部衛生管理課、足立保健所江北保健センター福祉部高齢者施策推進室医療介護連携課、地域のちから推進部住区推進課政策経営部エリアデザイン推進室エリアデザイン計画担当課				
内容	<p>「すこやかプラザ あだち」の新築工事を進めているところであるが、電気工事について工期を延伸する必要が生じたため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 工期延伸の理由 東京電力による送電のための切替工事が、3月25日に行われるため。</p> <p>2 原因および経緯</p> <p>(1) 原因 東京電力からの送電切替が、電線共同溝路線のため、事前協議に想定以上の時間を要したため。</p> <p>(2) 経緯 送電切替の申請は、令和6年6月に行ったが、承認されるまでに4か月（事前協議含む）を要した。 承認後は「送電切替工事には7か月を要する」との回答で、短縮の協議を進めてきたが、東京電力から3月25日と回答があった。 (※ 通常は申請から2週間～4ヶ月程度で送電切替が行われる。)</p> <p>3 工期変更</p> <table border="1" data-bbox="475 1352 1477 1572"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 1352 970 1413">現在</th> <th data-bbox="970 1352 1477 1413">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 1413 970 1572">令和7年2月28日まで</td> <td data-bbox="970 1413 1477 1572"> 令和7年3月31日まで ※ 1か月の工期延伸 </td> </tr> </tbody> </table> <p>→</p> <p>4 経費 金額変更は行わない。</p> <p>5 工期延伸による影響について</p> <p>(1) その他工事への影響 建築工事、空調工事、給排水工事は工期内に終了し影響はない。</p> <p>(2) 日程についての影響 オープニングセレモニー前には送電切替されるため影響はない。 引越し等準備期間中は仮設発電機を利用し、対応していく。</p>	現在	変更後	令和7年2月28日まで	令和7年3月31日まで ※ 1か月の工期延伸
現在	変更後				
令和7年2月28日まで	令和7年3月31日まで ※ 1か月の工期延伸				

厚生委員会報告資料

令和7年3月12日

件名	【追加】八潮市道路陥没事故による下水道使用制限に伴う区内公衆浴場入浴料無料化事業について
所管部課名	衛生部衛生管理課
内容	<p>令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故に伴う近隣住民の下水道使用制限を受け、足立区内公衆浴場の入浴料無料化事業を以下のとおり実施したので、結果を報告する。</p> <p>1 事業の目的 下水道使用制限措置により、風呂の利用回数の削減等が求められることから、その対象地域の住民に対し入浴の機会を提供するため、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合足立支部（以下、「足立支部」）と協議のうえ、本事業を実施した。</p> <p>2 対象期間 令和7年1月30日（木）18時から令和7年2月14日（金）までの16日間</p> <p>3 対象者 下水道使用制限対象地域の居住者</p> <p>4 対象地域 （1）埼玉県内（五十音順） 伊奈町、春日部市、川口市、越谷市、さいたま市、幸手市、白岡市、杉戸町、草加市、蓮田市、宮代町、八潮市 ※ 1月29日時点の埼玉県の発表による。 ※ 春日部市、川口市、さいたま市は一部地域に限定されているが、該当地区かどうかを公衆浴場の窓口で判断することは困難であるため、市単位とした。 （2）足立区内 西保木間四丁目12番66号から75号までの居住者 ※ 2月4日に草加市の下水道を使用していることが判明したため。</p> <p>5 対象施設 足立支部に加入する区内公衆浴場 23浴場</p>

6 事業内容

事業実施にあたり、区は足立支部に事業を依頼し、対象地域の利用者の入浴料を区が負担するとともに、各公衆浴場の対象期間中の営業日に応じた事務手数料を足立支部に支払う。

- (1) 各公衆浴場は、対象者から利用の申し出があった際は、入浴料を無料とし入浴の機会を提供する。
- (2) 上記(1)にあたっては、各公衆浴場は対象者の住所を身分証で確認し、受付カードの記入を依頼する。
- (3) 各公衆浴場は、受付カードの内容をもとに実績表を作成し、足立支部へ提出する。
- (4) 足立支部は、各公衆浴場から提出された受付カード及び集計表に基づき実績をとりまとめ、実施報告書とともに協力金の交付を受けるための必要書類を区に提出する。
- (5) 区は、足立支部から提出された実施報告書等に基づき、協力金を足立支部に支払う。

7 協力金交付対象者

東京都公衆浴場業生活衛生同業組合足立支部

8 協力金内容

(1) 入浴料

協力金として支払う入浴料は、東京都公衆浴場入浴料統制額の指定による。

- ア 大人(中学生以上) 550円
- イ 中人(小学生) 200円
- ウ 小人(乳幼児) 100円

(2) 事務手数料

ポスター掲出等による案内、受付カードの設置、住所確認等の作業が生じるため、対象地域の利用者の有無にかかわらず支払う。

- ア 1浴場1営業日あたり 1,000円

9 事業実績(速報値)

		単価(円)	人数・日数	金額(円)
入浴料	大人(中学生以上)	550	13,532	7,442,600
	小学生	200	1,146	229,200
	乳幼児	100	878	87,800
事務手数料		1,000	298(※)	298,000
計				8,057,600

※ 実施期間中の23浴場の営業日数計

10 支払日（予定）

令和7年3月中旬

※ 令和7年2月末現在、足立支部に実績を確認中。確定次第、支払いを進める。

11 予算措置

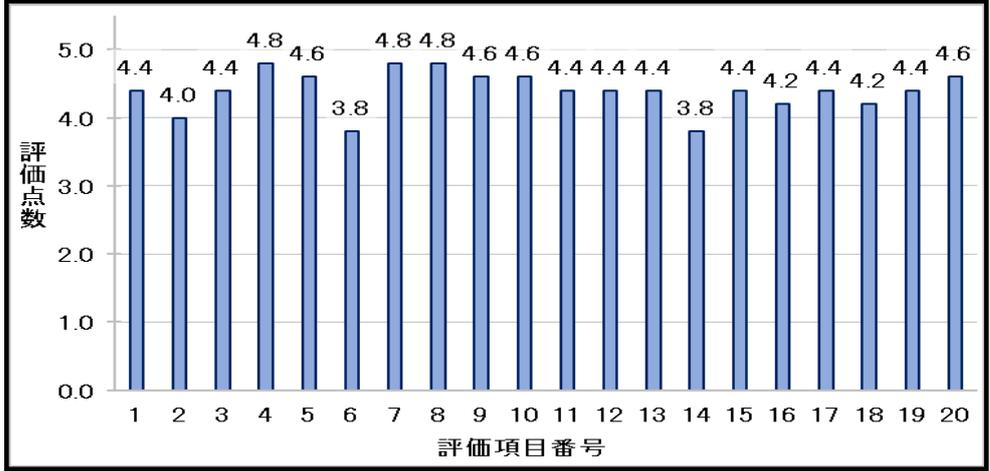
本事業に伴い必要となる経費は、衛生部内の他事業費からの事業計画変更により対応。

12 その他

本事業は、継続的ではなく緊急措置的事業であるため、依頼書により区から足立支部へ事業の実施を依頼した。

厚生委員会報告資料

令和7年3月12日

件名	足立保健所窓口等運營業務委託評価委員会の評価結果について																																														
所管部課名	衛生部衛生管理課																																														
内容	<p>令和6年度の足立保健所窓口等運營業務委託評価委員会（以下「委員会」という。）を開催したので、以下のとおり評価結果を報告する。</p> <p>1 評価対象 株式会社パソナが受託する令和5年度業務実績</p> <p>(1) 対象事業 母子保健事業、予防接種事業、畜犬登録、医療費助成、自立支援医療、自立支援給付、成人保健事業、その他電話等対応</p> <p>(2) 評価期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日（第二期目）</p> <p>2 評価方法 窓口の執行状況や休憩スペース等の確認、受託事業者に対するヒアリングを踏まえ、各委員が20項目を5段階で評価した。</p> <p>3 評価結果 委員会での合格ラインである総合評価8割(80点)以上の評価を得た。</p> <p>(1) 委員評価の総合得点</p> <table border="1" data-bbox="435 1294 1417 1458"> <tr> <td>委員評価平均点</td> <td>88.0点（最高94点、最低79点）</td> </tr> <tr> <td>評価結果</td> <td>適正に履行されているものと認める（合格）</td> </tr> </table> <p>前年度の委員評価の平均点は89.8点（最高96点、最低82点） ※ 評価結果及び評価項目、評価基準等の詳細は、別紙1参照</p> <p>(2) 項目ごとの委員評価平均</p>  <table border="1" data-bbox="443 1630 1433 2101"> <caption>項目ごとの委員評価平均</caption> <thead> <tr> <th>評価項目番号</th> <th>平均点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>4.4</td></tr> <tr><td>2</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>3</td><td>4.4</td></tr> <tr><td>4</td><td>4.8</td></tr> <tr><td>5</td><td>4.6</td></tr> <tr><td>6</td><td>3.8</td></tr> <tr><td>7</td><td>4.8</td></tr> <tr><td>8</td><td>4.8</td></tr> <tr><td>9</td><td>4.6</td></tr> <tr><td>10</td><td>4.6</td></tr> <tr><td>11</td><td>4.4</td></tr> <tr><td>12</td><td>4.4</td></tr> <tr><td>13</td><td>4.4</td></tr> <tr><td>14</td><td>3.8</td></tr> <tr><td>15</td><td>4.4</td></tr> <tr><td>16</td><td>4.2</td></tr> <tr><td>17</td><td>4.4</td></tr> <tr><td>18</td><td>4.2</td></tr> <tr><td>19</td><td>4.4</td></tr> <tr><td>20</td><td>4.6</td></tr> </tbody> </table>	委員評価平均点	88.0点 （最高94点、最低79点）	評価結果	適正に履行されているものと認める（合格）	評価項目番号	平均点	1	4.4	2	4.0	3	4.4	4	4.8	5	4.6	6	3.8	7	4.8	8	4.8	9	4.6	10	4.6	11	4.4	12	4.4	13	4.4	14	3.8	15	4.4	16	4.2	17	4.4	18	4.2	19	4.4	20	4.6
委員評価平均点	88.0点 （最高94点、最低79点）																																														
評価結果	適正に履行されているものと認める（合格）																																														
評価項目番号	平均点																																														
1	4.4																																														
2	4.0																																														
3	4.4																																														
4	4.8																																														
5	4.6																																														
6	3.8																																														
7	4.8																																														
8	4.8																																														
9	4.6																																														
10	4.6																																														
11	4.4																																														
12	4.4																																														
13	4.4																																														
14	3.8																																														
15	4.4																																														
16	4.2																																														
17	4.4																																														
18	4.2																																														
19	4.4																																														
20	4.6																																														

(3) 委員評価平均が低かった項目

番号	評価項目	前年度からの変動	理由
6	業務の習熟度	4.2 ↓ 3.8	マニュアルによる窓口サービスの標準化が図られており、必要なレベルに達している。 しかしながら、 <u>マニュアルに記載がない事態が発生した場合の業務については、形式的な対応となり得ることがないように、改めて内部で事前に相談し合い、確認していくことが求められる。</u>
14	事故・ミス防止	4.2 ↓ 3.8	チェックリストを活用した確認、ダブルチェック等による事故・ミス防止に尽力している。 <u>イレギュラーな対応等については、報告連絡手順に基づく速やかな内部確認のほか、区への報告や協議を改めて周知徹底していく必要がある。</u>

4 開催日時

令和6年11月22日（金）午後1時00分～午後5時00分

5 委員構成

有識者2名、保健所利用者代表1名、区職員2名の計5名

種別	氏名	職種・役職等
有識者 (2名)	平木 憲明【委員長】	弁護士
	李 美和【副委員長】	社会保険労務士
保健所利用者代表 (1名)	市川 真吾	特定非営利活動法人ベルの会 共同作業所 理事長
区職員 (2名)	松野 美幸	総務部長
	稲垣 智一	足立保健所長

6 評価委員会からの意見と受託者の回答

	意見	回答
1	<p><u>身だしなみ</u>について、区の基準を満たすよう従事者に徹底した取組みの成果が見られ、控えめな服装で落ち着きがあり、実直に感じられた。今後も区の窓口としての自覚を持ちつつ、維持されたい。</p>	<p>今後も継続して区民対応の窓口である意識を持ち、区民を不快にさせない服装やふるまいに心掛けていく。</p> <p>身だしなみの維持を目的とした研修を定期的実施し、日常業務の中でも日頃のチェックを推進していく。</p>
2	<p><u>接遇</u>について、窓口アンケート調査結果や寄せられた利用者の声からも、区民への積極的な挨拶や声かけ、丁寧な説明が行われている。現地視察においても、雰囲気明るく笑顔で接客されていることや、強い責任感を持って業務に取り組まれていることも実際に確認できた。引き続き、区民サービスの向上に努められたい。</p>	<p>引き続き区民への積極的な声かけや丁寧な説明を継続していく。</p> <p>接遇スキルの向上と維持を目的として、今後も定期的に研修を実施し、日常業務の中でも日頃の接遇のチェックを推進していく。</p>
3	<p><u>業務の習熟度</u>について、保健所窓口業務委託開始時より目標値は達成されており、知識、技術が蓄積され、安定して業務を実施できており、自ら改善項目を見出し、より良い窓口業務運営となるよう取り組まれている。内部マニュアルを作成するなど窓口サービスの標準化にも尽力しているが、今後は<u>イレギュラーな対応等</u>も含め、<u>区民の目線で考えることを一層徹底していただき</u>、質の高い窓口等運營業務になるよう、更なる高みを目指して創意工夫を図られたい。</p>	<p>従事1年目の研修プログラム(導入、3か月、6か月時研修)を実施やOJT、OFFJTによる窓口やシステム入力業務、制度理解など実務研修を実施し、従事者の入れ替わりに対する一時的な業務習熟度の低下の抑制を図っていく。</p> <p><u>イレギュラーな対応等については、報告連絡手順に基づき速やかに内部で相談、確認、報告をするとともに区への報告や協議を徹底していく。</u></p> <p>これらの取り組みの実施と周知徹底により、これまで以上に区民の立場で対応ができるより安定した窓口業務運営体制となるべく改善を図っていく。</p>

令和6年度足立保健所窓口等運營業務委託評価委員会 評価結果

番号	評価テーマ	評価項目	評価基準	配点	前年度平均点	前年度からの変動	今回平均点
1	接遇	身だしなみ	名札をお客様に見えるよう着用し、身だしなみについても区の接客マニュアルを準拠している。	5	5.0		4.4
2		利用者満足度	窓口での待ち時間	5	4.4		4.0
3		利用者満足度 (アンケート)	窓口での対応時間	5	4.6		4.4
4		利用者満足度 (アンケート)	常に分かりやすい説明を心掛け、態度や言葉づかいなどが適切である。	5	4.6		4.8
5	業務品質	業務の納期達成状況	業務における成果物の納期管理を達成している。	5	4.6		4.6
6		業務の習熟度	業務従事者に、本業務の遂行上必要な知識、能力（接遇・業務スキル、マニュアル理解度、事務取扱変更への対応等）について、受注者の責任のもと教育を行い、習熟度の向上が図られている。	5	4.2		3.8
7		業務遂行の正確性	東京都医療費助成等の4業務について目標値に達している。	5	5.0		4.8
8		業務量	業務報告書（月次）、業務実績報告書（日次・月次）等、受託業務区分ごとの業務量を成果物として区へ報告している。	5	4.8		4.8
9	セキュリティ	個人情報保護及び情報セキュリティ	個人情報保護及び情報セキュリティについて、法令等を遵守している。	5	4.4		4.6
10		個人情報保護及び情報セキュリティ	業務従事者の守秘義務誓約書を区に提出している。	5	4.4		4.6
11	内部統制	ICカード管理	管理台帳と利用記録簿を作成している。	5	4.6		4.4
12	セキュリティ	収納金管理・金券管理	収納金管理については、ルールを定め、それに基づき取扱いを行っている。また、郵券・駐車券は管理簿をつけ、毎日枚数チェックしている。	5	4.8		4.4
13		セキュリティ教育	業務従事者に対して、セキュリティ教育を実施し、その結果を区に報告している。	5	4.4		4.4
14		事故・ミス防止	業務上の事故・ミス防止のため、ダブルチェックなど十分な体制のもと業務遂行している。	5	4.2		3.8
15		文書廃棄	業務上発生した廃棄文書は、ルールを定め、それに基づき溶解またはシュレッダー等で処分している。	5	5.0		4.4
16	内部統制	労働関係法	労働基準法等の労働関係法令を遵守している。	5	3.8		4.2
17		窓口業務従事者	業務従事者を一日及び契約期間を通じ業務に支障をきたすことのないよう確保し、業務を完遂している。	5	4.6		4.4
18		業務の進捗管理	業務責任者を選任し、従事者の指揮監督や業務の進捗管理を行うとともに、発注者の監督員との主たる窓口となり、役割（業務全体のマネジメント等）を十分果たしている。	5	4.6		4.2
19		業務管理	業務分析を行い、区に報告するとともに、ミスや事故の発生の際、区に報告している。	5	4.2		4.4
20		内部監査・改善提案	セキュリティ及び業務の品質管理について内部監査を実施し、その結果を区に報告している。また、維持・改善に向けた提案を行なっている。	5	3.6		4.6
総合評価（合計）				100	89.8		88.0

厚生委員会報告資料

令和7年3月12日

件名	<p>予防接種事務及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報保護評価の再実施結果について</p>
所管部課名	<p>衛生部 保健予防課、足立保健所感染症対策課</p>
内容	<p>保健衛生システムのガバメントクラウド（＝デジタル庁が調達した地方公共団体向けに提供されるクラウドサービス）への移行に伴い、国の個人情報保護委員会の特定個人情報保護評価指針が定める特定個人情報保護評価（パブリックコメント及び第三者点検）を以下の通り再実施したので、結果を報告する。</p> <p>1 特定個人情報保護評価を再実施した理由 ガバメントクラウドへの移行は、特定個人情報ファイルの保管場所変更にあたり、重要な変更該当するため、再評価を実施した。</p> <p>2 実施日 (1) パブリックコメント 令和6年11月26日（火）～12月25日（水） (2) 第三者点検（足立区情報公開・個人情報保護審議会の小委員会、学識経験者5人で構成） 令和7年2月19日（水）</p> <p>3 実施結果 (1) パブリックコメント ア 意見提出数 (ア) 予防接種事務 0件（0名） (イ) 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 1件（1名） イ 意見に対する区の考え方 別紙2のとおり (2) 第三者点検 了承された。特に意見はなかった。</p> <p>4 今後の方針 「特定個人情報保護評価書」を国の個人情報保護委員会及び区のホームページへ掲載する。</p>

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（再評価案）に係るパブリックコメントの実施結果および意見に対する区の考え方について

1 実施期間

令和6年11月26日（火）から令和6年12月25日（水）

2 意見提出数

(1) 予防接種事務

なし

(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務

1件（1名）

3 意見に対する区の考え方

No	意見	区の考え方
1	<p>（全文掲載を希望されなかったため概要を掲載しています）</p> <p>データ共有は便利な面がある一方、情報漏洩が心配である。</p> <p>海外の先進諸国ではマイナンバーカードに色々紐付ける事をやめている中、日本だけが逆行してマイナンバーへの紐付けを強硬に推進している。</p> <p>足立区は事を急かさず立ち止まって考えて欲しい。</p>	<p>区では、国の方針に基づいて、予防接種情報の自治体間の共有について、マイナンバーを活用し情報連携を行います。特定個人情報の取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、適切な措置を講じることで、区民の皆様がより円滑、かつ安全に接種が可能となるものと考えております。</p>

厚生委員会報告資料

令和7年3月12日

件名	感染症に関する健康相談窓口の統合について																																					
所管部課名	衛生部 足立保健所感染症対策課																																					
内容	<p>令和6年度末をもって「足立区発熱電話相談センター」を終了し、令和7年度以降は「感染症に関する健康相談窓口」に統合する。</p> <p>1 これまでの経緯 新型コロナウイルス感染症の発熱等の健康相談、後遺症相談、医療機関案内に対応するため、令和2年2月に「足立区発熱電話相談センター」を設置し運営してきた。相談件数は令和4年度には1日あたり246件であったが、感染症法上の類型が5類へ変更されて以降は減少し、令和6年度は10件以下となっている（参照 13頁 表1）。</p> <p>2 今後の対応 インフルエンザや性感染症を始めとした感染症全般や、新型コロナウイルス感染症の後遺症等への相談に総合的に対応するため、「足立区発熱電話相談センター」を「感染症に関する健康相談窓口」に統合する。 なお、現「足立区発熱電話相談センター」を担当している1名分（人材派遣看護師）を会計年度任用職員（保健師）とすることで、相談体制を縮小することなく運用していく。</p> <p>3 統合の詳細</p> <p>【現状】</p> <table border="1" data-bbox="363 1368 949 1720"> <tr> <td>名称</td> <td>足立区発熱電話相談センター</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>新型コロナウイルス感染症</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>健康相談、後遺症相談、医療機関案内</td> </tr> <tr> <td>職員</td> <td>1名（人材派遣看護師）</td> </tr> <tr> <td>受付</td> <td>平日8時30分～17時15分</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>（3880）5747</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="978 1368 1425 1720"> <tr> <td colspan="2">感染症に関する健康相談窓口</td> </tr> <tr> <td colspan="2">感染症全般（新型コロナウイルス感染症を除く）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">健康相談、医療機関案内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">6名（防疫係保健師）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平日8時30分～17時15分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（3880）5378</td> </tr> </table> <p>【今後(令和7年4月から)】</p> <table border="1" data-bbox="363 1771 1425 2069"> <tr> <td>名称</td> <td>感染症に関する健康相談窓口</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>感染症全般（新型コロナウイルス感染症を含む）</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>健康相談、後遺症相談、医療機関案内</td> </tr> <tr> <td>職員</td> <td>7名（防疫係保健師6名、会計年度任用職員保健師1名）</td> </tr> <tr> <td>受付</td> <td>平日8時30分～17時15分</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>（3880）5378</td> </tr> </table>		名称	足立区発熱電話相談センター	対象	新型コロナウイルス感染症	内容	健康相談、後遺症相談、医療機関案内	職員	1名（人材派遣看護師）	受付	平日8時30分～17時15分	電話	（3880）5747	感染症に関する健康相談窓口		感染症全般（新型コロナウイルス感染症を除く）		健康相談、医療機関案内		6名（防疫係保健師）		平日8時30分～17時15分		（3880）5378		名称	感染症に関する健康相談窓口	対象	感染症全般（新型コロナウイルス感染症を含む）	内容	健康相談、後遺症相談、医療機関案内	職員	7名（防疫係保健師6名、会計年度任用職員保健師1名）	受付	平日8時30分～17時15分	電話	（3880）5378
名称	足立区発熱電話相談センター																																					
対象	新型コロナウイルス感染症																																					
内容	健康相談、後遺症相談、医療機関案内																																					
職員	1名（人材派遣看護師）																																					
受付	平日8時30分～17時15分																																					
電話	（3880）5747																																					
感染症に関する健康相談窓口																																						
感染症全般（新型コロナウイルス感染症を除く）																																						
健康相談、医療機関案内																																						
6名（防疫係保健師）																																						
平日8時30分～17時15分																																						
（3880）5378																																						
名称	感染症に関する健康相談窓口																																					
対象	感染症全般（新型コロナウイルス感染症を含む）																																					
内容	健康相談、後遺症相談、医療機関案内																																					
職員	7名（防疫係保健師6名、会計年度任用職員保健師1名）																																					
受付	平日8時30分～17時15分																																					
電話	（3880）5378																																					

4 周知について

区ホームページ及び広報で周知するとともに、旧足立区発熱電話相談センター電話番号に番号変更の案内を流す（6月30日まで）。

参考

表 1

足立区発熱電話相談センター実績

年度	相談件数 総数(1日あたりの件数※)	回線数	人材派遣従事人数 (令和2年度は職員対応)
令和2年度	35,038件(146件)	10回線	2-10名
令和3年度	56,633件(235件)	10-15回線	最大10名
令和4年度	59,144件(246件)	15回線	最大20名
令和5年度	4,807件(20件)	10回線	最大10名
令和6年度 (4-12月分)	1,119件(6件)	1回線	1名

※ 相談件数の1日あたりの件数は、1か月を20日として算出。

厚生委員会報告資料

令和7年3月12日

件名	精神障害者保健福祉手帳手続きの案内不足に係る解決金の支払いについて
所管部課名	衛生部 足立保健所中央本町地域・保健総合支援課、江北保健センター、衛生管理課
内容	<p>精神障害者保健福祉手帳手続きの案内不足に係る解決金の支払いについて、以下のとおり報告する。</p> <p>1 解決金の支払いに至った経緯</p> <p>令和5年4月 江北保健センターの窓口委託事業者において、区民が手帳の等級変更の申請をする際に、必要書類として「年金証書」又は「診断書」のいずれかと記載された案内用紙を渡したが、口頭では「診断書」の提出を案内した。このため、区民は診断書を取得した（この時点では等級変更申請はされなかった）。</p> <p>令和5年10月 当該区民が再び来所。窓口委託事業者が手帳の等級変更申請の相談を受けた際に、「年金証書」でも手続きが可能であると案内したことで、令和5年4月の窓口での説明が不足していたことが判明した。このため、当該区民から診断書の取得で要した費用 6,600 円についての支払要求があった。</p> <p>窓口委託事業者から診断書取得費用は支払いできないことを伝えたのち、区は謝罪するとともにマニュアルの改善など再発防止について説明した。手帳の等級変更については、年金証書により事務処理を進めた。</p> <p>令和6年8月 診断書取得費用の支払いについて、改めて区へ相談が寄せられる。</p> <p>2 弁護士相談の結果について</p> <p>区顧問弁護士からは、窓口委託事業者の説明が不十分だとしても、委託している区が弁償し、それを窓口委託事業者に求償するものとの助言があった。</p>

3 解決金の支払いについて

区顧問弁護士の助言に基づき、当該区民との間で「和解書」を取り交わしたうえで支払手続きを進めるとともに、窓口委託事業者への求償処理を進めていく。

4 再発防止策

- (1) マニュアル及び案内用紙をより丁寧で分かりやすいものに改善する。
- (2) 他保健センターにも当該事例を情報共有し、同様の事例が発生しないようにしていく。

厚生委員会報告資料

令和7年3月12日

件名	<p style="text-align: center;">【追加】千住保健センター仮移転先プレハブ賃借事業者の決定及び今後のスケジュールについて</p>
所管部課名	<p>衛生部足立保健所千住保健センター、衛生部衛生管理課、福祉部足立福祉事務所千住福祉課、地域のちから推進部住区推進課</p>
内容	<p>令和6年で築25年をむかえた千住庁舎は、令和8から9年度に大規模改修を予定しており、その際「居ながら改修」として庁舎に残る所管と、仮移転をする所管等がある（項番5－（1）参照）。</p> <p>千住保健センターは、千住仲町暫定駐車場に建築予定の仮設事務所用プレハブを賃借して仮移転し、約2年間健診事業等を継続する。【令和5年1月18日厚生委員会報告済み】</p> <p>なお、検討中としていた子育てサロン千住は「居ながら改修」による騒音や振動等の影響を考慮し、また、代替場所がないことから、休業を予定している。【令和6年12月5日総務委員会補正審議資料にて報告済み】</p> <p>今般、仮設事務所用プレハブの賃借契約の事業者が決定し、プレハブの建築が始まるため、今後のスケジュールと近隣住民への周知等について報告する。</p> <p>1 プレハブ賃借事業者</p> <p>（1）郡リース株式会社 東京都港区西麻布3-20-16 西麻布アネックスビル</p> <p>（2）契約期間 令和7年2月7日（金）～令和10年8月31日（木）</p> <p>2 仮設プレハブの概要</p> <p>（1）プレハブ庁舎（リース部品含む）賃借期間 令和8年3月16日（月）～令和10年5月末（予定）</p> <p>（2）賃借契約金額等</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 契約金額 448,800,000円（落札率98.94%）</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 入札方法 指名競争入札</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 入札・開札年月日 令和7年1月31日</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 入札参加事業者数 10者（辞退6者、不参加3者）</p> <p style="margin-left: 20px;">オ 予定価格 453,629,727円（事後公表）</p> <p>（3）敷地面積（別紙3参照） 約900㎡</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 駐車場：2台（車椅子の方用1台含）</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 駐輪場：来庁者用15台、公用・職員用10台</p>

(4) 延床面積

約 8 3 3 m²

※ 現在の千住保健センターは、約 1 6 1 7 m²

(5) レイアウト図（別紙 4 参照）

仮移転中は延床面積が狭くなるが、安全に留意して現在と同様の健診等の事業が実施できるよう工夫していく。

3 仮移転先開設までのスケジュール

(1) プレハブ建設工事期間

令和 7 年 9 月 8 日（月）～令和 8 年 3 月 1 5 日（日）

(2) 千住保健センター仮移転先での開設

令和 8 年 3 月 2 3 日（月）（予定）

※ 令和 8 年 3 月 2 0 日（金）が祝日となるため、現在の千住保健センターでの最終業務は令和 8 年 3 月 1 9 日（木）を予定し、切れ目なく事業を継続していく。

4 区民への周知について

近隣住民や関係者に丁寧な説明を行いながら、千住保健センターの仮移転に向けた準備を進めていく。

(1) 管轄地域（千住・江南地区）の町会・自治会連合会への説明

説明内容：移転スケジュール、工事説明会のご案内等

日程（予定）	町会・自治会名
令和 7 年 4 月 1 日（火）	江南連絡協議会
4 月 1 7 日（木）	千住南部町会・自治会連合会
4 月 2 1 日（月）	千住本町五町会連絡会
5 月 7 日（水）	常東区町会・自治会連合会
5 月 8 日（木）	第五地区町会連合会

※ 千住保健センターの仮移転については、令和 6 年 1 0 月に管轄地域に説明済み。

(2) 近隣住民への工事説明会

日程：令和 7 年 7 月上旬（予定）

場所：千住保健センター（予定）

内容：プレハブ建設工事内容、期間及び移転スケジュール等

(3) その他

利用者に対する千住保健センターの移転の周知は、保健センター内のポスター掲示や健診案内を送付する際にチラシを同封する等により実施する。また、あだち広報、区ホームページ、SNS 等で広く区民に周知していく。

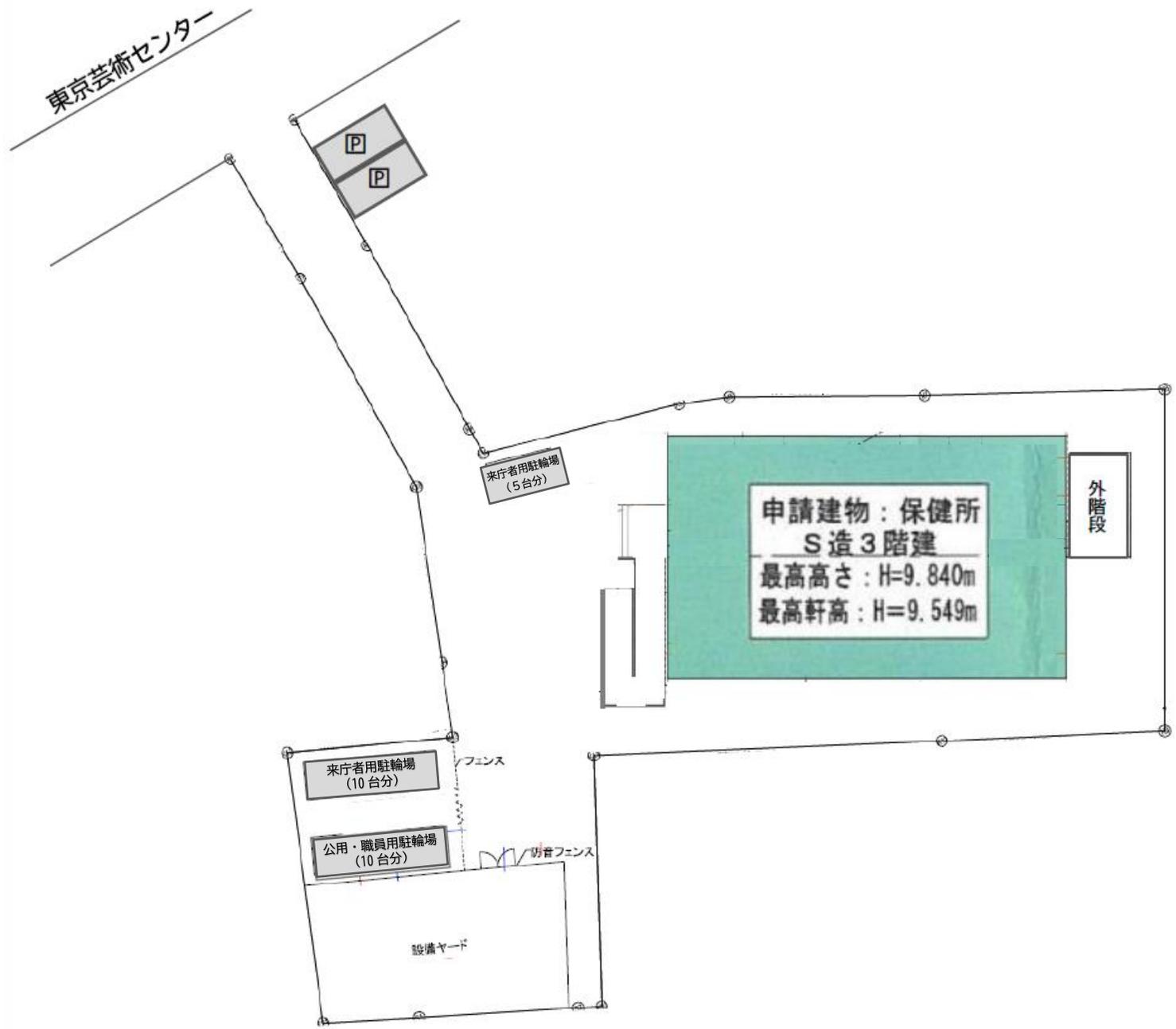
5 参考

(1) 千住庁舎の各所管の予定

千住庁舎	令和7年度	令和8～9年度
3・4階	千住保健センター	仮設へ移転
2階	権利擁護センターあだち 子育てサロン千住 会議室(主に千住地域町会貸出)	権利擁護センターあだち →千住庁舎(居ながら工事) 子育てサロン千住 →休業予定 会議室(主に千住地域町会貸出) →千住庁舎(居ながら工事)
1階	千住福祉課 障がい援護課千住援護係	千住福祉課 障がい援護課千住援護係 →千住庁舎(居ながら工事)

(2) 千住保健センター仮移転先地図





※敷地形状はあくまで参考であり、
実施設計時に詳細確認を行うこと。

千住庁舎改築によるプレハブリース

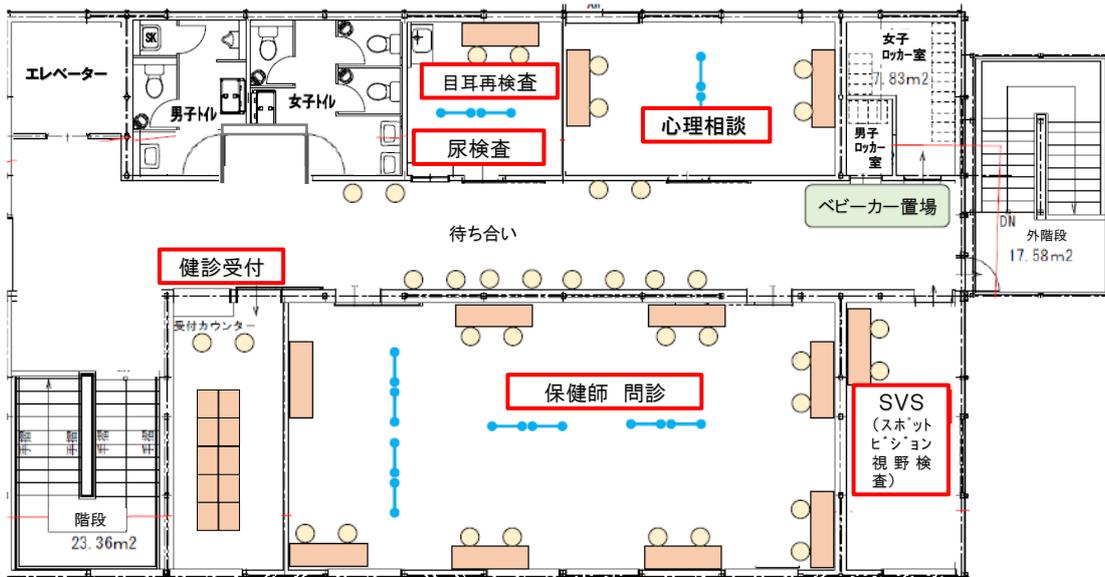
配備図兼1階平面図

43: 1/200

3階

健診受付
尿検査
SVS検査
保健師 問診

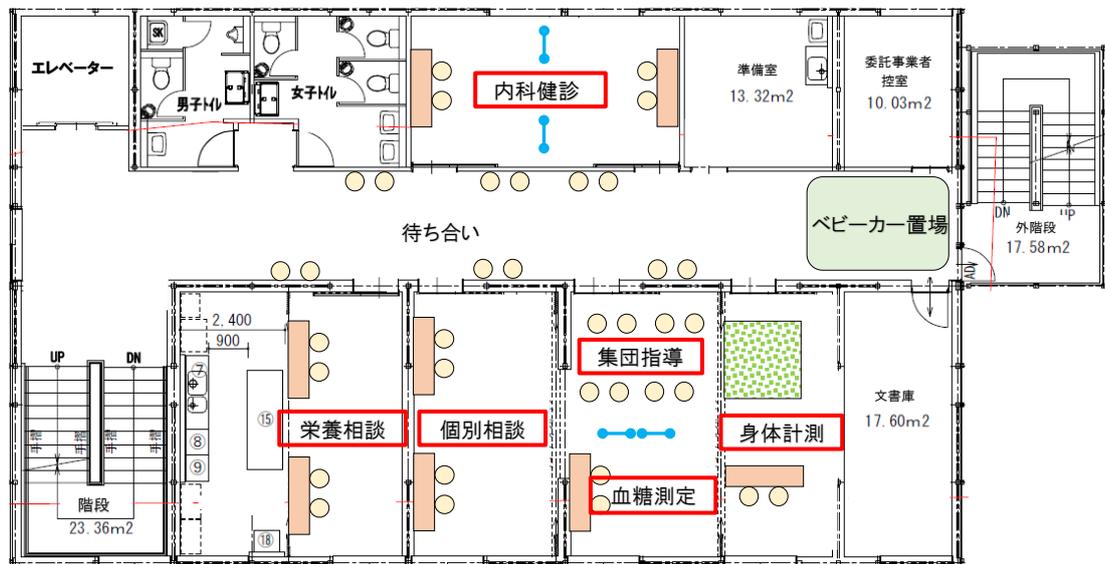
<個別>
・目耳再検査
・心理相談



2階

身体計測
集団指導
内科健診

<個別>
・個別相談
・栄養相談
・血糖測定



1階

歯科健診
歯科相談

各種申請窓口
妊婦面接
健康相談

事務室
・委託事業者
・職員

